

社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会の定款第10条及び第25条及び、菊陽町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償等を定める。

(報酬)

第2条 役員、評議員、評議員選任・解任委員が、その職務のため、理事会等に出席したときにかかる報酬については、これを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 役員、評議員、評議員選任・解任委員が、その職務のため、理事会等に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、職員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

(日額)

役員（理事・監事）	2,200 円
評議員	
評議員選任・解任委員	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月29日をもって決定し、平成29年4月1日から施行する。